

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月14日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志

1 工事概要

- (1) 工事名 大島漁港建設工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 北海道松前郡松前町
- (3) 工事内容
 - 【-3.5m岸壁(南)(補修)】
維持補修工 L=7.5m、仮設工(土留鋼矢板補修、H形鋼杭購入) 1式
 - 【-3.5m泊地(補修)】
仮設工(仮設盛土) L=40.0m
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年11月6日まで。
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の試行工事である。
また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時VE方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
- (9) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (10) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (11) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (12) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (13) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う工事である。
- (14) 本工事は、申請書の提出時に、積算に必要な直接工事費・共通仮設費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。
見積書の提出形式については、Excel形式で読み込み可能な電子データにて提出すること。また、紙による申請の場合は、CD-Rに保存し提出すること。
なお、策定した施工歩掛については、入札説明書等ダウンロードシステムにより入札参

加者全員に公表する。

- (15) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。
- (16) 本工事は、『大島漁港』『松前港』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の適用工事」である。
- (17) 本工事は、施工環境監理者の配置対象工事である。落札者は特記仕様書に基づき、施工環境監理者を配置すること。
- (18) 本工事は、建設業における中長期的な担い手確保を目的に、受注者からの申し出により本工事を通じたインターンシップを受け入れた際には、これに要した経費を設計変更にて計上できるインターンシップ支援試行工事である。
- (19) 本工事は、工程提示型＋休日確保評価型（契約後に発注者が想定する標準工程表を受注者に提示し、受注者は提示された標準工程表を参考に休日確保の方針を示して、休日確保に向けた取り組みを推進するもの）の試行工事である。
- (20) 本工事は、入札公告時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査を工事受注者に対し実施する。
- (21) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (22) 本工事は、開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第 86 条に基づく低入札価格調査のため 3 月 31 日までに契約できない場合等には、当該入札については取り止めることとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体として北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を A 等級、B 等級若しくは格付特例 B 等級（令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。以下、同じ。）として受けていること、又は経常建設共同企業体として A 等級の決定を受けていること。ただし、B 等級又は格付特例 B 等級の者が競争に参加する場合は、「一般土木」の技術評価点数が 760 点以上であること。

また、経常建設共同企業体で上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を A 等級として受けており、かつ、経常建設共同企業体として函館開発建設部に競争参加を希望している者は、単体として参加できない（経常建設共同企業体の他の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたことにより、経常建設共同企業体として参加できない場合を除く）。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 平成 22 年度以降に、次のアの要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同体として、又は構成員のいずれか 1 社が次のアの同種工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。
- ア 北海道内の港湾又は漁港の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

- (5) 本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別添図面及び別添仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
ただし、現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

また、建設業法第 26 条第 3 項本文及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第 26 条の 5 第 1 項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか 1 社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2 級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ 平成 22 年度以降に、上記(4)アの同種工事を元請の技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか 1 社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)アの同種工事の経験を有していればよい(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「監理技術者（専任特例 2 号）」という。）の配置を認めない。
- (8) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は 65 点とする。

ア 単体

令和 5 年度及び令和 6 年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。

また、上記の受注実績がない場合は、令和 3 年度及び令和 4 年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。過去 4 年度の受注実績がない場合は、令和元年度及び令和 2 年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。過去 6 年度の受注実績がない場合は、平成 29 年度及び平成 30 年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。過去 8 年度の受注実績がない場合は、平成 27 年度及び平成 28 年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。

イ 共同企業体

令和 5 年度及び令和 6 年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で 65 点以上であること。

また、上記の受注実績がない場合は、令和 3 年度及び令和 4 年度に完成した北海道開

発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和元年度及び令和2年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成29年度及び平成30年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)
- (12) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所が所在すること。(共同企業体の場合は、全構成員が有すること。)
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 見積書について、提出期限までに提出されない場合、もしくは提出された見積書に不備がある場合は、競争参加資格がないものとする。
- (15) 施工環境監理者を配置すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札方式

ア 入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、3(2)によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案された施工計画が最低限の要求(標準案)を満たした施工計画であること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64.5点とする。

イ 提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」(100点)を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、0~64.5点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

(ア) 技術提案

- ・大島漁港の工事施工時(安全対策を除く)における留意すべき事項
- ・大島漁港の工事安全対策として留意すべき事項

(イ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

(ウ) 賃上げの実施表明

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0~15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

4 入札手続等

- (1) 担当部局
〒040 -8501 北海道函館市大川町1番27号
北海道開発局 函館開発建設部 契約課 入札スタッフ
電話 0138-42-7526 (直通)
- (2) 入札説明書及び見積を行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間及び交付方法
令和8年1月14日(水)から令和8年2月27日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分(最終日は13時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、上記4(1)へ簡易書留又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 申請書及び資料並びに見積書の提出期間及び提出方法
令和8年1月14日(水)9時00分から令和8年2月5日(木)12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。
- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
令和8年1月14日(水)から令和8年2月27日(金)13時00分まで(利付国債の提供の場合は令和8年2月12日(木)まで)
〒040 -8501 北海道函館市大川町1番27号
北海道開発局 函館開発建設部 契約課 課長補佐(入札担当)
電話 0138-42-7526 (直通)
持参、書留郵便(提出期間内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着)により提出すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、令和8年2月27日(金)13時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。
開札は、令和8年3月6日(金)9時00分 北海道開発局函館開発建設部入札室にて行う。
- (6) 落札の決定
落札の決定は、令和8年3月6日(金)を予定する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行函館支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局 函館開発建設部)又は銀行等の保証(取扱官庁 北海道開発局 函館開発建設部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。
また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行函館支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局函館開発建設部)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道開発局函館開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ことがあ

る。

- (5) 契約締結後のV E提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
- (6) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。
- (10) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (14) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (15) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (16) 詳細は入札説明書による。